

京都市告示第 120 号

屋外広告物法第 7 条第 4 項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第 39 条の 3 及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第 44 条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 23 日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

平成 20 年 5 月 23 日 午後 4 時

2 返還の場所

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

3 返還の対象となる屋外広告物等

平成 20 年 5 月 20 日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部市街地景観課)